



# 佐賀県公報

平成16年  
5月12日  
(水曜日)  
号 外

(◎印は、県例規集に搭載するもの)

## 目次

### 条 例

◎佐賀県佐賀空港条例の一部を改正する条例 (二七・空港・交通課) 一

### 公布された条例のあらまし

○佐賀県佐賀空港条例の一部を改正する条例(条例第二十七号)

- 1 佐賀空港の運用時間を、午前零時から午前四時まで及び午前七時三〇分から午後九時三〇分までとすることとした。(第三条関係)
- 2 この条例は、規則で定める日から施行することとした。(附則第一項関係)
- 3 夜間空港管理手当を新設するため、佐賀県職員特殊勤務手当支給条例を改正することとした。(附則第二項関係)

## ○ 条 例

佐賀県佐賀空港条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年五月十二日

佐賀県知事 古 川 康

### ◎佐賀県条例第二十七号

佐賀県佐賀空港条例の一部を改正する条例

佐賀県佐賀空港条例(平成十年佐賀県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「運用時間は、」の下に「午前零時から午前四時まで及び」を加える。

附 則

### (施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部改正)

2 佐賀県職員特殊勤務手当支給条例(昭和四十一年佐賀県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二条中第二十七号を第二十八号とし、第二十六号の次に次の一号を加える。

二十七 夜間空港管理手当

第三十一条第一項第一号中「の間」の下に「をいう。第三十一条の三において同じ。」を加える。

第三十一条の二の次に次の一条を加える。

(夜間空港管理手当)

第三十一条の三 夜間空港管理手当は、佐賀空港管理事務所勤務する職員が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる空港管理業務に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、勤務一回につき千円を超えてはならない。

### 参考資料

佐賀県佐賀空港条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(運用時間)</p> <p>第三条 空港の運用時間は、午前零時から午前四時まで及び午前七時三十分から午後九時三十分までとする。ただし、知事は、定期便の遅延、空港の施設の建設工事等のため必要があると認めるときは、空港の運用時間を変更することができる。</p>	<p>(運用時間)</p> <p>第三条 空港の運用時間は、午前七時三十分から午後九時三十分までとする。ただし、知事は、定期便の遅延、空港の施設の建設工事等のため必要があると認めるときは、空港の運用時間を変更することができる。</p>

附則第二項(佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第二条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>一 二十六略</p> <p>二十七 夜間空港管理手当</p> <p>二十八 略</p> <p>(夜間看護等手当)</p> <p>第十一条 夜間看護等手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>一 県立病院好生館に勤務する助産師、看護師又は准看護師が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後十時後翌日の午前五時前の間をいう。第三十一条の三において同じ。)において行われる看護等の業務に従事したとき。</p> <p>二 略</p> <p>2 略</p> <p>(夜間空港管理手当)</p> <p>第三十一条の三 夜間空港管理手当は、佐賀空港管理事務所勤務する職員が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる空港管理業務に従事した場合に支給する。</p> <p>2 前項の手当の額は、勤務一回につき千百円を超えてはならない。</p>	<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第二条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>一 二十六略</p> <p>二十七 略</p> <p>(夜間看護等手当)</p> <p>第十一条 夜間看護等手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>一 県立病院好生館に勤務する助産師、看護師又は准看護師が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後十時後翌日の午前五時前の間)において行われる看護等の業務に従事したとき。</p> <p>二 略</p> <p>2 略</p>

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十六年五月十二日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 西部印刷企画(株)